平成２２年（フ）第１８４号
兵庫県西宮市甲子園口５―13―37―303、商業登記簿上の所在地兵庫県西宮市甲子園口５丁目16番14―301号
破産者　株式会社和乃蔵
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０３１号
岡山市北区天神町７番24―602号
破産者　宇野　由起（旧姓森脇）
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１５号
北九州市小倉南区朽網東２丁目27番16号
破産者　株式会社大池組
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０８４号
北九州市八幡東区白川町２番23号
破産者　有限会社ひらつか
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５２３号
佐賀県小城市芦刈町芦溝1146番地１
破産者　有限会社南里鐵工所
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
神奈川県横須賀市小矢部４丁目６番11号
破産者　有限会社アイムホーム
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第５３６号
愛知県一宮市篭屋１丁目２番21号
破産者　有限会社ラフィア
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３３５号
三重県鈴鹿市中旭が丘３丁目10番32号
破産者　豊川　源次
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８号
三重県津市久居東鷹跡町279番地
破産者　有限会社キャンテイー・三重
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０１１２号
大阪市東成区大今里南１丁目21番12―1907号
破産者　有限会社ＳＹＭ
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第５５６号
和歌山県紀の川市名手市場1106番地
破産者　西本建設株式会社
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第８３号
和歌山県紀の川市貴志川町北116番地の１
破産者　株式会社岡山組
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６４８号
和歌山県有田郡広川町大字広391番地
破産者　株式会社西川組
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１０２号
和歌山県橋本市清水699番地の10
破産者　柳本　俊平
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１１２号
島根県松江市国屋町835番地12
破産者　坪倉　博之
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
山口県周南市大字戸田1553番地の３
破産者　有限会社特建
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３４７号
茨城県つくば市大曽根3697番地１、開始決定時の住所茨城県つくば市玉取2004番地２
破産者　澤辺　好美
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５７６号
埼玉県所沢市若狭３丁目2383番地の８、前住所山梨県甲府市上石田４丁目12番16号　南西ハイツサカモト201号
破産者　青木　　純
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３８１４号
愛知県稲沢市奥田町下二条1408番地35
破産者　加藤　　忍
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６８号
愛知県尾張旭市霞ケ丘町中301番地
破産者　足立三枝子
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９号
兵庫県豊岡市桜町15―１幸栄ビル２Ｆ５号、住民票上の住所兵庫県豊岡市下鶴井1696番地
破産者　高木　雄樹
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係